東京都行政書士会北支部広報







か

第52号 2024年6月1日発行 発行人 山 賀 良 彦 編集人 吉 村 信 一 北区赤羽西1-5-1-606 電話 03-5963-7437 FAX 03-5963-7430

北区と「災害時における被災者等支援に関する協定」を締結



令和6年3月13日(水)、東京都行政書士会 北支部は、北区と「災害時における被災者等支援 に関する協定」を締結し、北区役所区長室にて協 定締結式が執り行われました。

本協定は、北区内で大震災等の災害が発生した際に、被災者が生活再建に必要な公的支援制度を活用するための罹災証明書や各種行政手続きの申請に関して、専門的知識を持つ行政書士の支援により、迅速かつ円滑な申請を進め、被災者を支援することを目的とするものです。

東京都行政書士会所属の支部が同様の協定を自 治体と締結するのは北支部が20件目です。

協定締結式において、やまだ加奈子区長は「能登半島地震を受け、罹災証明書の発行業務は重要かつ時間のかかる作業であると再認識しました。今回の協定締結を基に、行政書士の皆様にご意見をいただきながら災害時の迅速な対応の仕組みづくりをしていきます。」 と話されました。

また、山賀良彦支部長は「本日の協定締結により、当支部に所属する行政書士が、区内に大規模な災害が起きた場合に、罹災証明書に関する相談を含む被災者支援を行うことが明確になり、その責任の重さを感じております。今後も区民の皆様にとって、相談される存在として活動を続けてまいります。」と話しました。

近年は、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者に向けた給付金、支援金に関する支援、また、マイナンバーカード申請に関する支援を北区と連携して行っておりますが、本協定を通じて、益々、北区との連携を深めていくことが期待されます。

今後は、協定の実効性を高めるべく、罹災証明 書の発行業務に関する研修会を開催するなど、当 支部会員に向けた業務研鑽を進めてまいります。

(広報部部長 吉村信一)

令和5年度北支部マイナンバーカード申請相談事業実施報告

北支部では、一昨年に実施された日本行政書士会連合会が総務省から委託を受け、国民に対するマイナンバーカード発行手続の申請サポートを行政書士が行う事業に引き続き、令和5年度は北区と北支部が業務委託契約を締結する形で、北区民に対するマイナンバーカード申請相談事業を実施いたしました。

本事業は、一昨年の事業にて参加した北支部会員の献身的な対応が、行政や区民の皆さまの信頼を得ることに繋がり大変高評価をいただいたことを端緒として、より多くの区民の皆様の申請に対するニーズに応えるものとして実施する運びとなりました。

マイナンバーカードの代理申請はもとより、紙申請を希望する方へはその場で写真を撮ってプリントアウトした上で申請書作成支援を行うなど、申請者の希望に合わせて対応するなど、工夫を凝らして実施いたしました。

実施体制としては、北区役所第2庁舎及び赤羽区民事務所内に、申請サポートブースを常設し、平日の9時30分から夕方4時まで毎日対応させていただきました。常時両会場をあわせて6名の相談員が稼働するという北支部では過去に類を見ない規模の事業となりました。7月に契約を締結し、8月より本格稼働し事業終了である3月末まで実に常設会場のみで161日間、相談員の累計は966名に上りました。常設会場のほかに、イ

トーヨーカ堂赤羽店、ビビオ赤羽店などの商業施設、十条銀座商店街お休み処などの商店街、北区内のふれあい館などにほぼ毎月、週末などには特設ブースを設置して申請サポートを行ってまいりました。

結果として代理申請・本人申請サポート・相談 対応をあわせて4,000件を超える件数を対応 いたしました。一昨年の事業の対応件数とあわせ ると実に8,200件を超えます。

本事業の実施にあたっては近隣支部である板橋 支部・荒川支部・台東支部・足立支部・文京支 部・墨田支部の皆様に多大なるご協力をいただき 令和5年度の事業を無事に終えることができまし た。多くの相談員の皆様にご参加いただきました ことを改めまして感謝申し上げます。相談員の皆 様の誠実かつ丁寧な対応には北区の担当者から 「見習いたい」など最上級の評価をいただきまし た。これらの高評価の結果、令和6年度の事業の 継続も決まり、新たにマイナンバーカードの利用 登録などの対応も加わり、スタートを切っていま す。

これからも誠実かつ丁寧な対応を心掛け、行政 から、また区民からも信頼され頼りにされる行政 書士として支部活動を充実させていきたいと思い ます。

(副支部長 山本惠美子)



支部総会開催報告

か

令和6年4月22日(月)18時30分より、北とぴあ1601階会議室ににおいて東京都行政書士会北支部定時総会(以下「北支部総会」)東京行政書士政治連盟北支部定時大会(以下「政連大会」)を開催しました。

北支部総会では、まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より個人支部会員総数156名のうち99名(委任状提出者69名含む)の出席があり本総会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名(小林まどか、西脇雄一両会員)の選任に続き、令和5年度事業報告(第1号議案)、令和5年度収支報告及び監査報告(第2号議案)、令和6年度事業計画(案)(第3号議案)、令和6年度予算(案)(第4号議案)について審議、可決承認されました。

東京会総会代議員選出(第5号議案)については、 島岡清美、浦部隆義、常住豊、徳山義行、溝口庸一、 關口勝生、雨谷幹彦、光永謙太郎、山本惠美子、山 賀良彦、吉村信一、石原丈路、柳沢裕治、帆秋啓史、 立川悦史、西脇雄一の16名が代議員として選出さ れました。

政連大会では、まず、支部細則に則り、立候補により前田浩利会員が議長に選ばれ、議長より個人支部会員総数123名のうち81名(委任状提出者54名含む)の出席があり本大会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名(小林まどか、西脇雄一両会員)の選任に続き、令和5年度活動報告(第1号議案)、令和5年度収支報告及び監査報告(第2号議案)、令和6年度活動方針(案)(第3号議案)について審議ののち可決承認されました。

また、徳山義行支部長の辞任に伴う新支部長選任 (第4号議案)について、立候補者を募ったところ、 關口勝生会員が立候補し、關口勝生会員を支部長に 選任することにつき、審議、可決承認されました。

東政連大会代議員選出(第5号議案)については、 島岡清美、浦部隆義、常住豊、徳山義行、溝口庸一、 關口勝生、雨谷幹彦、山本惠美子、山賀良彦、石原 丈路、帆秋啓史、立川悦史の12名が代議員として 選出されました。 (広報部部長 吉村信一)



令和5年度法教育出前授業 実施報告

令和5年度の北支部の法教育出前授業も3月14日の北区立神谷中学校(3年生)を持ちまして、無事に全日程を終えることができました。今年度は、累計5校、全10クラスの児童・生徒の皆さんに法教育出前授業を実施いたしました。

平成21年にスタートした北支部の法教育出前授業も、本年で15周年を迎え、支部にとって、なくてはならない活動になっています。

長きに渡り、このような活動を続けてこられたのも、校長先生をはじめとする学校関係者の皆様のご

協力、講師・グループリーダー・連絡調整担当の支部法教育推進委員会の面々、そのほか、北支部の法教育出前授業実施にご理解とご協力をいただいたすべての皆様のお陰です。あらためて感謝申し上げます。

本年もこれまで同様、北支部らしい地域の皆様に 期待される法教育出前授業を実施してまいります。 今後ともご理解ご協力を賜れますようお願い申し上 げます。

(支部長 山賀良彦)

令和5年度法教育実施概要

実施日	学校・学年	講師	授業内容	
令和6年	桐ヶ丘郷小学校	帆秋啓史	もめごとが起きたときの問題解決について考える	
1月12日	6年生	(北支部)		
令和6年	桐ヶ丘郷小学校	窪田信男	身近な交通ルールから「きまり」の意味を考える	
1月12日	4年生	(大田支部)		
令和6年	なでしこ小学校	吉村信一	区議会議員になって公園を作ってみよう	
1月20日	6年生	(北支部)		
令和6年	西浮間小学校	吉村信一(北支部)	公園の「きまり」を作ってみよう	
2月5日	4年生	坂本佳菜子(北支部)		
令和5年	神谷中学校	髙橋賢大	契約の基礎知識、消費者教育	
3月14日	3年生	(北支部)		

社会生活の中でもめごとが起きたとき ~問題解決について考えよう~(桐ヶ丘郷小6年)

令和6年1月12日(金)、北区立桐ヶ丘郷小学校において、6年生2クラスを対象に社会生活の中でもめごとが起きたとき〜問題解決について考えよう〜をテーマに法教育出前授業の講師を務めさせて頂きました。

児童には、社会の中でもめごとが起きた場合の 問題解決をテーマに、より良い解決を導くために 自分の頭で考えることの大切さを知り、様々な角 度から物事を見ることの重要性について考えても らう授業を行いました。

事例としては掃除時間に起きたもめごと(そう じをさぼっていたと主張する児童とさぼってはい ないと主張する児童の対立)について考えてもら いました。

授業では、どちらの主張が正しいのか判断する ことをゴールとはせず、互いの主張の対立がなぜ 起きたのかを考えてもらうことに重きを置きまし た。

当事者の話を聞き、本当にさぼったと言えるのか、さぼったと言われた側の行動には事情や理由があるのではないか。また、さぼったと言った側にも立場や状況によって、なぜさぼったと感じたのかを児童に考えてもらいました。

そこから、第三者の意見も踏まえ、当事者双方、第三者の児童達、それぞれの見方によって、

物事の捉え方が変わることがあるということを考えてもらいました。

まとめに「もめごとを解決するためにはそれぞれの意見、相手の意見をしっかりと聴くことが大事であり、同じくらい自分の意見も大事、だから自分と相手、どちらの意見も大切にしよう」という思いを児童へ伝えました。

児童の感想文には「互いの意見を大切にすることが大事だと分かった」「見る側の立場、状況による違いで話しが変わることもあることを知った」「みんなの意見が色々あって面白かった」などの感想があり、多くの児童へ授業で伝えたかったことは伝わったのではないかと感じました。短い時間の中で講師一人では児童へ上手く伝えられない部分もあり、改めてグループリーダーとして児童達の話合いに参加頂いた先生方のお力の大きさを実感しました。

児童の皆さんには授業で学んだことをこれからの生活に活かしてもらいたいと願っておりますが、私自身も普段の業務において相手の話を聴くことの大切さを再認識することができました。 今後も児童・生徒に法を身近に感じ、活かしてもらえるような授業を実践していきたいと考えております。

(法教育推進委員会副委員長 帆秋啓史)

身近な交通ルールからきまりの大切さを学ぶ (桐ヶ丘郷小4年)

令和6年1月12日(金)、北区立桐ヶ丘郷小学校において、4年生2クラスを対象に法教育出前授業を行いました。

講師には行政書士ADRセンター東京で自転車事故の調停委員を担当されている大田支部の窪田信男会員を迎え、児童に身近な自転車のルールを題材にした授業を行いました。

授業では「自転車に乗っていて危なく感じたこと」「歩いているときに危ないと感じた自転車運転」についてグループに分かれて話してもらい、そこからさらに、そんな時はどうしたらよかったのかについても考えてもらいました。児童には自身や家族、友人の体験談等を話し合うことにより普段乗っている自転車の危険性を再認識してもらいました。

その上で、自転車のルールを含めた交通ルール の意味を考え、守ることの大切さを確認し、そこ から身の回りのルールも自分で考え理解して行動 できる気持ちを育てることを意図しました。

授業のまとめでは講師からルール(決まり)と は何かをやってはいけないと禁止しているのでは なく、ルールを守ることにより自分を守り、そして相手を守る【思いやり】の心から作られているのではないかとの考えを児童へ伝えました。児童の書いた感想文には自転車のルールがたくさんあることを知らなかった。ルールはしっかりと守ろうと思いました。等の感想もありましたが、「法律は思いやりからできているという話が心にのこりました。」との感想もみられ、講師の思いが児童へ伝わったように感じました。

また、クラス担任の先生からは、講師とは別に行政書士が各班にグループリーダーとして話し合いに参加するなど、ここまで手厚い授業をしていただけるとは思わず、児童にとって貴重な経験になったのではないかと仰って頂き、北支部の実践している地域に根ざした法教育の意義が認められた思いがしました。

今後も地域に根ざし、児童・生徒に身近で学校 の環境を踏まえた内容の法教育を実践していきた いと考えています。

(法教育推進委員会副委員長 帆秋啓史)

す

令和6年1月20日(土)、北区立なでしこ小学校において6年生を対象にした法教育出前授業を実施しました。

テーマは子どもたちにとって身近な存在である「公園を作る」ことです。しかし好きなように作れるのではありません…児童一人一人が議員となって住民ニーズに応えなくてはならないのです。 予算の上限もあります。

このような条件下で子どもたちは、あらかじめ 講師が用意した住民アンケートの結果を読み、色 とりどりの遊具やベンチや植栽、トイレなどの カード(値段が書かれている)を手に公園を作り ます。

講師の話のあと、班ごとに相談しながら作業する児童らは真剣です。出来上がった公園を見ながら友達の説明を聞き、叶えられなかった自身の思いが他の班で実現していると知ることも子どもの自信に繋がってくれたらと願います。また、意見を言うことの大切に気づいてもらえたら有り難い

かぎりです。

か

授業の締めくくりに花見たかし区議会議員が登場してリアルな公園作りのお話を聞きました。 (法教育推進委員会委員 井上圭子)



公園のきまりを作ってみよう(西浮間小4年)

令和6年2月5日(月)、北区立西浮間小学において、4年生4クラスを対象に「きまりがあるのはなんのため?」というテーマで法教育出前授業を行いました。

私事ではありますが、西浮間小学校には息子と娘が通学しており日頃からお世話になっております。普段は公開授業やPTAで先生方にお会いしていますが、今回は行政書士として子供たちと関わることができ、私にとっても大変貴重な機会をいただきました。

【法律】と聞くと子供たちにとっては難しく固いイメージがあるかと思いますが、世の中のいろいろな「きまり」のことであるとお伝えし、まずみんなの身近にあるきまりから考えていただきました。

「学校のきまり」廊下を走らない、時間を守る… 「登下校のきまり」2列で歩く、通学路を守る… 「家庭のきまり」帰ったら宿題をやる、ゲームは 〇時間まで…などの意見がでました。

そんな身近にあるいろんなきまりのなかから今回は「公園のきまり」にテーマを絞り、子供たちがよく利用する「浮間公園」のパネル写真をいくつかお見せしながら、小さい赤ちゃんからお年寄りまでいろいろな方が公園を利用していること、また利用の仕方は様々であることを感じていただき、そのうえで子供たちには北区役所の方になりきって仮の【うきまウキウキ公園】の「きまりを

作ってみよう」というグループワークを行いました。

今回はすでに遊具やベンチなどの配置は決まっており、きまりだけがないという前提です。ゴミ箱が設置されていない、池の深さはOm、公園の周りは住宅がある…などの状況から、「ごみは持ち帰る」「夜はO時まで」「池で釣りはしない」など、子供たちにはたくさんのきまり案を考えるにあたってもしそうでした。このきまりを考えるにあたっても自分たちがどのような公園だったらいいと思うかではなく、きまりには「目的」があって、「赤ちゃんからお年寄りまでいろんな人が使う」ことがポイントであることを意識していただきました。

(次ページに続く)



あ

その後、実際に浮間公園に設置されているきまりの標識写真を見ていただき、みんなが考えたきまりと大人が考えたきまりは目的が同じであることをご理解いただけたのではないかと思います。

小学校中学年になると、家族よりもお友達や単独での行動が多くなってくる年ごろですが、「きまり」は大人から押し付けられるものではなく、

それぞれに目的があって自分たちも楽しく気持ちよく過ごせるためにあるものなんだ、と感じていただけるきっかけになれば嬉しいです。

来年度も引き続き子供たちにとって有意義な法 教育授業を実践して参ります。来年度は4年生に なる息子に直接授業できるのが楽しみです!

(法教育推進委員会委員 坂本佳菜子)

契約の基礎と消費者教育(神谷中3年)

令和6年3月14日(木)、今年度も神谷中学校にて「行政書士による法教育出前講座」と題した授業を実施しました。

例年3月に神谷中学校にお邪魔し、卒業を控えた3年生を対象とした授業をしていますが、生徒の皆さんも高校入試を終えた時期ということもあり、今年も活気のある授業となりました。

今年度は、コロナ禍以前に使用していた被服室での授業が復活しました。スクリーンに映す授業も良いですが、黒板を使った授業も気合が入ります。生徒の皆さんが積極的にノートを取る姿が印象的でした。

授業内容は、伝統的に実施している「契約の原則」と「消費者教育」について扱いました。事例問題について、グループごとに話し合っていただき、答えの発表までしていただきました。例年よりも女子の割合が多かったためか、グループ内だけでなくグループを超えた議論も活発でした。

契約や消費者教育のテーマは、学校でも公民や 家庭科で扱う分野ですが、実践的な問題を解くこ とが楽しかったとの声もいただくことが出来まし た。いずれのグループも堂々と発現する姿にこれ から中学を巣立っていく生徒の皆さんの頼もしさ を感じました。

話しの締めくくりとして、18歳の成人を狙った商法やトラブルになりやすいビジネス形態などを説明し、「うまい話には乗らないこと」と注意喚起を行いました。

日々仕事をしていても、トラブルは起きてから解決するのではなく、事前に起こさないように対策を徹底的にすることの重要性が身に沁みます。 予防法務のスペシャリストである行政書士として、これから社会に出て行く世代の子どもたちが正しい法リテラシーを身につけ、トラブルを起こさない・巻き込まれないようにしていく、そのような法教育活動をこれからも実施していきたいと思います。そして願わくば、この授業を受けた生徒の皆さんが将来、周囲の人がトラブルに巻き込まれそうであれば話を聞いてあげられる存在になっていただければ、嬉しいことこの上ありません。 (法教育推進委員会委員 髙橋賢大)



『もし相続人が外国にいたら!?~国際相続手続きのポイント』研修会を開催

あ

令和6年2月21日(水)18時30分より北と ぴあ第一研修室において、渋谷支部の豊田則幸先生 を講師にお招きして、国際相続手続き業務をテーマ に研修会を開催致しました。参加者は、北支部会員 10名、他支部会員28名の合計38名でした。

我々が相続実務を扱う中で、相続人が海外に住んでいることや相続人の中に外国籍の方がいることなど、「相続の国際化」も珍しいことではなくなってきました。

今後、我々行政書士へのニーズがますます高まることも予想される分野ではありますが、まだまだ国際相続手続きを経験したことがない、受任後に相続人が海外にいることが分かって「どうしてよいか分からなかった」「そもそも国際相続手続きとはどのようなものかが分らない」「受任した場合にどういったリスクがあるのか」と言った声も多く聞かれます。

そこで、この分野のエキスパートであり、国際相続コンサルタントとして、これまで数多くの国際相続手続きを受任されておられる豊田先生に、その経験から実務を行う上で必要な知識や準拠法について、また受任後の手続きの流れや気を付けるべき点についてお話し頂きました。

講義の中で「国際相続手続きのポイントとして、 金融機関や法務局への対応は相手方に必要書類が何かを尋ねるのではなく、こちら主導で最低限の書類 で済むよう提案することも大事」とのお話は印象的でした。手続き先である金融機関等にとっても国際相続手続きはまだまだ慣れない業務であり、特に窓口担当者によっては必要な書類が分からず、あれもこれも取得できる書類は全部提出してくださいとい った指示をされることもあります。しかしながら結果として不必要な書類を相談者に取得してもらうこともあり、書類の中には取得に手間と時間がかかるものもあるため、相談者にご迷惑をかけてしまうことがあります。

今後、国際相続手続きの専門家として実務を行っていく上では、時に2国間でのやり取りを行うこともあるので、いかに手続先と折衝し、相談者にとって、より負担の少ない形で手続きを進めていけるかが重要になってくると感じました。

講義後には質問にも応じていただき、約2時間の 講義時間では足りないくらい盛り沢山の内容となり ました。

北支部では今後も継続的に国際相続手続きについての勉強会や研修会を開催し、研究を進め、行政書士がますますご相談者に寄り添い、町の法律家として適切にお応えできるよう、努めていきたいと思います。

(研修部部長 帆秋啓史)



ようこそ北支部へ!!

令和6年3月から5月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏 名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
平野 裕史	R6.3.1	行政書士法人総合経営サービス	王子2-12-10	03-3912-4417
増田 英明	R6.4.2	法務相談行政書士I(以事務所	王子4-5-3	080-7826-5678
與那覇 満	R6.4.15 (品川支部より転入)	よなは行政書士事務所	昭和町1-10-11 NSビル403	03-4405-6374
髙木 孝平	R6.5.1	行政書士髙木事務所	赤羽北3-26-5-1408	03-3909-8733



増田 英明

北区で生まれ、育ちも北区の新人です。 北支部の一員として、色々と貢献していけ ればと思っております。



與那覇 満

品川支部からの転入です。 観光業、遺言書作成・相続手続が主要業 務です。どうぞよろしくお願いします。

《行政書士会》

北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です 行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が 分かりやすく丁寧にお答えします



さまざまなご相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関すること 遺言に関すること 成年後見に関すること 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関すること 外国人のビザや帰化に関すること 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関すること 売買・賃貸借など契約に関すること

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です



偶数月(10月除く)の第一火曜日 13:00~16:00



北区役所第1庁舎1階ロビー (王子本町1-15-22)

サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です



奇数月の第一火曜日 13:00~16:00



北区内のふれあい館等

- **※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。**
- ※新型コロナウイルス感染症に関する諸般の事情により、予告なく延期・中止となる場合があります。
- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介いたします。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日9時~17時)

03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo





